

官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務
プロポーザルに関する質問及び回答について

令和 8 年 8 月 26 日

No	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 P2 4. 将来事業者の募集について（本市の考え方）－ （3）提案インセンティブ（加点評価）の付与	今回の委託業務を JV（A 社+B 社）にて受託した際に、将来事業者の公募に異なる JV（A 社+C 社）の構成員で応募した場合には、A 社には提案インセンティブは付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	将来の公募における提案インセンティブの適用にあたっては、以下のとおり取り扱います。 ① 加点対象企業の範囲 本委託業務を共同企業体（以下 JV）で受託した場合、提案インセンティブの対象資格は、本委託業務を共同で履行したすべての構成員に帰属します。 ② 異なる JV 構成での応募における加点割合の算定 将来の公募において、本委託業務時の JV 構成員の一部を含む異なる JV（または単独）で応募があった場合、加点割合は、本委託業務における当該構成員の「業務分担割合」を乗じた割合とします。 （例：本業務における実質的な業務分担が「A 社 60%、B 社 40%」であり、将来公募に「A 社+C 社（新規）」の JV で応募した場合、将来の公募要項等で決定される提案インセンティブに対して、A 社の業務分担割合（60%）を乗じたものが加点評価の

			対象となります。) ③ 業務分担割合の確定方法 本業務を JV で実施した場合、本委託業務の完了時に、全構成員の連名による「業務分担割合確認書」を本市へ提出していただき、これを将来の加点基準となる最終確定値（実績値）とします。確認書の提出以降、この割合の変更は認められません。 なお、将来公募における最終的な加点の適否や割合については、別途設置する審査委員会等の審議を経て決定することを想定しています。
2	募集要項 P8 9. 参加方法-(1) 参加申請書の提出-(ウ) 業務実績書 (様式 3)	共同提案の場合は、「7-1 (1) に示される要件」を満たす JV を構成する事業者 1 者のみが提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 JV の場合は、構成企業のうち、いずれか 1 者の提出で差し支えありませんが、他の構成企業の実績も区別して提出していただいても差し支えありません。
3	募集要項 P8 9. 参加方法-(1) 参加申請書の提出-(オ) 納税証明書	共同提案の場合においても、JV を構成する事業者すべてが当該書類を提出する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。 JV を構成するすべての事業者が、個別に納税証明書（写し可）を提出する必要があります。
4	募集要項 P10 10. 企画提案書、見積書の提出-(1) 提出書類-② 見積書（参考）	② 見積書（参考）の様式は自由でしょうか。また、押印は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式は任意の様式で差し支えありません。 宛先は「奈良市長」としてください。 見積書の発行責任者の氏名及び連絡先（電話番号）、並びに本件事務の担当者の氏名及び連絡先（電話番号）が記載されている場合においては、押印を省略す

			ることができます。
5	募集要項 P10 10. 企画提案書、見積書の提出-(1) 提出書類-③ 協働パートナーとしてのプロジェクト推進体制	③協働パートナーとしてのプロジェクト推進体制の様式は自由でしょうか。また、枚数の制限はなく、①企画提案書（A4 判 10 枚以内）の枚数には含めない理解でよろしいでしょうか。	様式は任意の様式で差し支えありません。 また、提出枚数に制限はなく、①企画提案書（A4 判 10 枚以内）の枚数には含めません。 なお、本書類は従事予定者の役割、資格等を審査するために使用しますが、審査の公平性を担保するため、審査委員への配付時には事務局において事業者名等を非開示（マスキング）とする加工を行います。
6	募集要項 P12 12. 協働パートナーの選定-(2) プレゼンテーション	②及び④より、「企画提案書のみを使用してプレゼンテーションを行い、かつ事業者名が特定可能な表現又は表示はしないこと」とありますが、提出する企画提案書もすべて「事業者名が特定可能な表現又は表示はしない」状態で提出すればよろしいでしょうか。 または、企画提案書において正副を作成し、正では「事業者名を記載」、副では「事業者名が特定可能な表現又は表示はしない」とすればよろしいでしょうか。	企画提案書については、正副を分けることなく、すべて最初から事業者名並びに企業ロゴ等が特定できない状態で提出してください。企業名を記載した企画提案書を別途提出していただく必要はありません。 なお、識別のため、企画提案書の表紙等の分かりやすい位置に、本市から送付する「参加承認通知書」に記載された記号を記載してください。 また、見積書（参考）並びにプロジェクト推進体制（様式任意）については、事業者名を記載した上で提出してください。審査委員への配付時に、事務局において必要に応じて非開示（マスキング）とする加工を行います。
7	募集要項 P12 12. 協働パートナーの選定-(2) プレゼンテーション	「事業者名が特定可能な表現又は表示はしないこと」とは、「会社名」、「特定の企業を想定できる企業ロゴ」を表示しない対応でよろしいでしょうか。	「事業者名が特定可能な表現又は表示」とは、「会社名」及び「特定の企業を想定できる企業ロゴ」に加え、企業並びに統括責任者の実績における「発注者で

		また、統括責任者等の氏名や過去に受託した実績（発注者である自治体名や受託業務名）は表示してもよろしいでしょうか。	ある自治体名」並びに「固有の業務名」についても、「事業者名が特定可能な表現又は表示」に該当するものと整理します。 ただし、実績の規模や内容を正當に評価するため、「自治体の地域や大まかな人口規模」、「施設の処理能力（t/日）」並びに「事業手法（PFI 等）」等の客観的な数値並びに内容については、資料へ積極的に明記し、かつ説明してください。 なお、統括責任者等の従事予定者の「氏名」については、資料に表示しても差し支えありません。
8	募集要項 P12 12. 協働パートナーの選定 -(2) プレゼンテーション	プレゼンテーションにおいて「③協働パートナーとしてのプロジェクト推進体制」を使用してもよろしいでしょうか。	募集要項 P12 12. 協働パートナーの選定-(2) プレゼンテーション②に記載のとおり、プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとなります。 プレゼンテーションの内容にプロジェクト推進体制を組み込む場合は、その内容についても「①企画提案書（A4 判 10 枚以内）」の枠内に記載するようにしてください。
9	募集要項 P13 16. 協定の締結-(1) 及び 募集要項 P7 8. スケジュール	募集要項 P13「16. 協定の締結（1）」に、「本市は、優先交渉権者として選定された事業者（以下「協働パートナー」という。）と、本事業の協力内容、役割分担及び将来の事業実施に向けた基本的事項について協議を行い、速やかに事業協力に関する基本協	令和 8 年 9 月中の基本協定締結を想定しておりますが、優先交渉権者との協議結果等によっては、この限りではありません。

		定を締結する。」との記載があります。一方、P7のスケジュールでは「プレゼンテーション審査 9月下旬予定」「審査結果通知 審査より1週間程度」「基本協定及び委託業務契約の締結 9月下旬」とされています。 つきましては、以下2点についてご教示ください。 ① 審査結果通知後、基本協定の内容及び委託業務の詳細について、貴市と協働パートナーとの間で十分に協議を行う時間を確保いただくことは可能でしょうか。 ② 基本協定の締結時期は、9月中とすることが必須でしょうか。協議状況によっては10月以降となる可能性についても、あわせてご教示ください。	
10	募集要項 P14 16. 協定の締結(2)-④業務内容-iii クリーンセンター建設事業支援	「先進事例の視察調整」とありますが、貴市職員等が視察する際の旅費や視察に要する費用は、受注者では負担しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本市職員、市議会議員並びに地域住民等が、先進事例の視察に参加する場合の旅費及びそれに要する費用は、本市において負担します。
11	評価基準 評価項目-⑤実施体制	「⑤実施体制」の評価は、募集要項「10. 企画提案書、見積書の提出 (P. 9-10)」に示される「①企画提案書」に加えて、「③協働パートナーとしてのプロジェクト推進体制」も評価対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	評価基準	「見積項目が不足している場合、提案上限額を超え	見積書(参考)には、本業務を履行するために必要な

	見積金額-業務コストの妥当性	ている場合は選定しない。」とありますが、見積書に記載すべき見積項目をご教示いただけますでしょうか。	総額費用、並びにその内訳を記載してください。対象となる業務は、「官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務」です。見積書に記載すべき項目は、以下の通りです。 ① 業務内容の内訳（※各内訳の金額記載は任意とし、「一式」等の表現でも差し支えありません。） i. 官民連携事業調査（事業者選定条件の検討を含む） ii. 地域振興策の検討 iii. クリーンセンター建設事業支援 ② 一般管理費等の諸経費 ③ 消費税及び地方消費税 ④ 総額費用（※提案上限額22,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を超えないこと）
13	様式集 様式 1-1 及び様式 1-2 参加申請書	様式 1-1 及び 1-2 において、事業者（共同企業体の場合は代表者及び構成員）の押印を求める様式となっていますが、押印を省略させていただけないでしょうか。	参加申請書における押印は、省略しても差し支えありません。 なお、押印を省略する際は、様式上の押印欄（印マーク）を削除した上で提出してください。
14	様式集 様式 1-1 及び様式 1-2 参加申請書	様式 1-1 及び 1-2 において、事業者（共同企業体の場合は代表者及び構成員）の押印を求める様式となっていますが、電子署名に代えさせていただくことはできないでしょうか。	本プロポーザルにおいては、参加申請時の書類の提出方法を、「持参又は郵送」と定めているため、電子署名を用いたデータでの提出は認められません。 なお、参加申請書における押印の省略については、前述の回答のとおりです。

